

センター・プロジェクト紹介

科学研究費補助金 基盤研究 (B)

中国の世界秩序観の歴史的変遷と現在

研究代表者：川島 真

今年度が最終年度にあたり、科研研究会（東アジア国際関係史研究会）を日本台湾学会定例研究会などと共催にしながらオンラインで数回実施して、海外のスピーカーなどと中国の世界観や東アジア国際関係（史）についての議論を行った。他方、今年度になってようやく海外での調査などを開始したが、それでも全体の研究計画は大幅な修正を余儀なくされた。だが、川島真・小嶋華津子編著『UP plus 習近平の中国』（東京大学出版会、2022年）や川島真・経団連21世紀政策研究所編著『習近平政権の国内統治と世界戦略：コロナ禍で立ち現れた中国を見る』（勁草書房、2022年）などを公刊でき、また中国の世界観や歴史観と対外政策との関係性に関する研究成果を内外の学会や研究会で報告し、可能な範囲で公刊していく予定である。

科学研究費補助金 基盤研究 (C)

現代アメリカにおける国家・市民関係の史的転換
——1960～70年代の変容を中心に

研究代表者：中野耕太郎

1960-70年代はアメリカ現代史の大きな転換期となった。これに先行する数十年間、アメリカは第二次世界大戦の総力戦や東側諸国との冷戦を戦いながら、国内的には福祉国家の体制を築いてきた。だがこの時期を境として、むしろ市民の自助と市場原理が理想化される「小さな政府」論が力を持つようになり、いわゆるソーシャル・ポリティックスは急速に痩せ細っていく。

本研究は、この歴史的な過程の中で、アメリカにおける国家・市民関係に大きな変化があったと考え、その意味するところを多角的に検証する。より具体的には、次の三領域——①冷戦と国内救済の関係性、②国家による治安・拘禁政策の形成、③募兵の市場化と市民の軍事奉仕の変容、を軸に分析を進め、ポスト福祉国家へと向かうアメリカ史のダイナミズムを明らかにする。

研究3年目の2022年度は、②の拘禁国家の問題、および、③の軍事奉仕の市場化を中心に研究を進めた。特に1970年代における徴兵制の停止過程については、Beth Bailey等による先行研究を徹底的に検討し、新たな課題を析出する作業を行った。また、この問題

に関するニクソン政権の諮問委員会の報告書（*Report of the President's Commission on an All-volunteer Armed Force*）を入手し、そこに示された市民観に注目して分析を進めた。

一方、本年は、昨年に引き続きコロナウィルス感染症の影響で、計画していたリチャード・ニクソン大統領図書館や米国国立公文書館等での文書調査が実施できず、第一次文献の多くはオンラインで収集するほかなかった。そのため、これに代わる研究実践の一つとして、近接する研究分野の研究者と研究会合を開き、情報を交換し合う方針をとった。具体的には、2022年3月に「アメリカ1970年代史研究会」を立ち上げ、第1回会合では岩崎佳孝氏（甲南女子大）の基調報告「『第三の主権』のいま—1970年代～1980年代のアメリカ合衆国先住民政策がもたらしたもの」を題材に、1970年代研究の最先端がどこにあるのか確認した。第2回目の会合は2023年3月に開催する予定である。

科学研究費補助金 若手研究

旧権威主義地方の全国民主制への統合 ——アメリカ合衆国深南部州における政党制度の変容

研究代表者：平松彩子

本プロジェクトは、1960年代後半から70年代前半にかけてのアメリカ合衆国深南部地域における政治参加の拡大と民主党制度の改革を、権威主義地域の民主化の過程としてとらえ、その後の政党制の変容と大統領候補指名過程に与えた影響について明らかにしようとするものである。深南部と呼ばれるルイジアナからサウスカロライナにかけての地域では、ニューディール以後1960年代半ばまで、政治参加をごく一握りの白人に限定した権威主義的な一党優位体制と、水飲み場から墓場に至るまで市井の生活のあらゆる側面を人種別に隔離する政策が維持されていた。南部の州政府や民主党連邦議員は、連邦政府や民主党中央の地元への介入を未然に防ぐことにより、合衆国憲法の修正条項や連邦最高裁判所の判決に違反するような体制を死守しようとした。しかし1965年の投票権法成立により、黒人の投票権の行使を連邦司法省が支援することが定められると、以前のような不介入原則は成立しなくなった。

2022年度に行なった研究は次の通りである。まず1957年に再建期以来初めての公民権法が成立してから1965年8月に投票権法が実現するまでの約八年間に、連邦司法省が黒人の有権者登録に関する公民権法違反で南部の州と郡政府に対して訴訟を行った個々の事由を網羅的に明らかにした。投票権法ができる前の連邦法の下では、訴訟を通じて裁判所が違反行為を差し止める命令を出せば、市民権を持つ黒人が有権者登録を行える可能性があった。しかし連邦地方裁判所は、訴訟で黒人や司法省に対して有利な判断を下すのはまれであったことが先行研究で知られている。司法省は訴訟を起こすにあたり、地元政府の登録官の違法行為の他に、黒人団体による有権者登録活動への参加を理由とした南部の村社会での秩序の崩壊の程度、すなわち地元警察の容認の下での暴力事件の発生や、雇い止

めなどの経済的制裁が生じた状況を第一に考慮していた。ケネディーおよびジョンソン政権の歴代司法長官は、ミシシッピ、アラバマ、ルイジアナの三州と郡政府に対して重点的に訴訟を起こしていたことも明らかになった。

1965年に新たに投票権法が連邦議会によって可決されると、司法長官の直接指示により主に南部州に有権者登録人を派遣することが認められたが、その派遣先は多くの場合、すでに訴訟を通じて司法省が事前の現地捜査を十分に行っていた郡に集中していた。訴訟が積極的に行われていなかった州、たとえばジョージアについては、黒人有権者登録が進んでいなかった郡に対しても連邦の有権者登録人の派遣を控える傾向にあった。他方で、有権者登録人が派遣された郡においては、その後も人種隔離制度に固執する地元の白人旧体制派の反動的支配が続き、州知事選挙と民主党制度改革の過程に影響を残した。東京大学空間情報科学研究センターが学内でライセンス提供している地理空間情報ソフトウェア ArcGIS Pro を利用して、上記の調査結果を独自の地図資料にまとめ、英語論文の執筆を進めた。

2022年12月上旬には、科研費を用いて3年ぶりに渡米し、連邦議会図書館（ワシントンDC）とプリンストン大学図書館特別文書館において資料調査を実施することができた。この現地資料調査を通じて、デジタル化されたオンライン資料からは調べることができなかった貴重な知見が多く得られた。

科学研究費補助金 基盤研究 (C)

トランプ政権期の米中関係におけるメディアの役割

研究代表者：市川絃子

本研究は、トランプ政権期以降の米中関係とメディアの役割を検討するものである。具体的には、新型コロナウイルス (Covid-19) 流行時期の前後 (2019年11月~2021年) に、米中関係にまつわる事象を、米国メディアがオンライン版ニュースにおいて、どのように報道し、国内外のオーディエンスの言論空間を創り出そうとし、両国関係に影響しているのかを検討し、1972年の米中国交回復以後の両国関係における最大の転換期の実態を、実証的な資料をもとに明らかにする。

対象とするメディアは、ウェブ会員数の多い民間メディア [ニューヨーク・タイムズ (New York Times)、ワシントン・ポスト (Washington Post)、フォックス・ニュース (Fox News)] や、米国政府の声を代弁する VOA (Voice of America) とする。

研究方法は、上記の米国メディアの一次資料に当たりつつ、関係者への聞き取り調査の実施という手法をとることにした。ただし、昨年度と今年度は新型コロナウイルス流行の影響等により、調査の進行に遅れが生じている。来年度は、当初の研究計画を変更しつつ、遅れを取り戻したい。